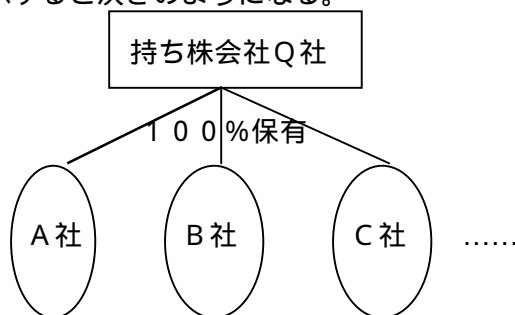


完全親会社を作る (制度としての株式移転)

1ヶ月前、日本マクドナルドは7月から「持ち株会社」体制に移行することを発表した。ご存知の通り、日本最強の外食チェーンとしてその名声を欲しいままにしてきた同社も、昨年の株式公開当りから陰りがでてきて、そこに狂牛病騒ぎが追い打ちをかけ業績が急落してきてきた。そんなことも今回の組織再編成の背景にあったと思うが、報道によればハンバーガー店事業だけでなく、サンドイッチ店などの新規事業を立上げ、それぞれの事業会社を持ち株会社の傘下に置くことにするという。要は、持ち株会社の元に各事業の専門会社が連なる形態になるのだ。

図示すると次のようになる。



持ち株会社がマクドナルド・ホールディングとなり(図ではQ社)、その100%子会社に日本マクドナルド(A社)や今度設立するサンドイッチ店(B社)を置く。今後設立する(であろう)会社(C社)も持ち株会社の傘下に置くことになるものと思われるが、何故こんな組織にするのだろうか。

純粋持ち株会社は平成9年度に設立解禁となったものであるが、その名の通り、株式保有だけを目的とする会社である。グループ全体の経営戦略構築や経営指導を行う以外は事業を行わない。従って社員は最小限度となり、事業はそれぞれの事業会社が行う。この組織形態のメリットは、事業の持つリスクを分散できる(失敗した事業は他の事業に影響を及ぼすことなく整理できる)、

事業に責任を負う複数の経営者を育成できる(それぞれに100%責任を負わせる)、労働条件の異なる事業を展開できる(一つの会社内では難しかった事業別労働雇用条件設定が、別会社

にすることによって容易になる)、等が考えられる。

日本マクドナルド(図のA社)は、しかしどのような方法で自らが持ち株会社となって、事業部門を子会社化するのだろうか。これを簡単に出来るようにした制度が平成11年度商法改正によって施行された株式移転制度である。

「株式移転?何だそれは」と思う人も多いと思うが、一つの会社を持ち株会社と事業会社に分ける手法である。報道では何も触れていないが、日本マクドナルドではおそらく次ぎの手順で持ち株会社を作るものと思われる。

- 1) 持ち株会社Q社を設立する
- 2) 同時にA社の株式をQ社に移転する
- 3) A社の株主にQ社の株式を割当て、A社株主はQ社の株主になる。
- 4) 結果、A社はQ社の100%子会社となる

B社以降の子会社はQ社が100%資本を拠出して設立すれば良いが、一つの会社の完全親会社を作るのは株式移転制度の実現で簡単になったのである。日本マクドナルドの新たな事業戦略が功を奏すかどうかは判らないが、マクドナルドだけでなくこのような組織形態をとる企業グループが増えてきた。経営の司令塔である純粋持ち株会社が上場しているケースは、数えたわけではないが東証一部だけでも10社以上あるのではないだろうか。主にグループ企業再編や業界再編などに活用されている。

孫正義率いるソフトバンクは純粋持ち株会社の魁であった。いかにも時代の先端を走る経営者らしい動きだったが、しかし中小企業に持ち株会社なんて必要あるかという疑問は当然生じると思う。前述のメリットを生かせる場合は、やはり複数の事業、複数の関連会社を持っている中小企業ということになる。単発の事業の場合は活用できないのだろうか。

中小企業の活用の動機はやはり事業承継である。後継者がいない場合、あるいは有能な社員に事業を任せる場合など、オーナー家が持ち株会社を支配しその下に事業会社を置くというスタイルは十分検討に値すると思う。「持ち株会社?そんなの遠い世界の話で関係ない」等と切り捨てなず、この時代には色々な発想や考え方に柔軟に対応することが求められるのではないだろうか。